

放送大学障がいに関する学生支援相談室規程

平成28年3月30日

放送大学規程第2号

改正 令和6年3月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学則(平成22年大学規則第1号)第5条の3第2項に基づき、放送大学障がいに関する学生支援相談室(以下「支援相談室」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援相談室は、放送大学における障害のある学生に対する公正な教育保障、修学及び学生生活における支援に係る教職員等による取組に対し、支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 支援相談室は、前条の目的を達成するため、放送大学障害学生支援に関する委員会と連携しつつ、次の業務を行う。

- 一 障害のある学生に関する教職員からの相談の受付、連絡調整及び助言に関すること。
- 二 障害のある学生からの相談の受付及び対応に関すること。
- 三 障害を理由とする差別に関する紛争に係る相談の受付に関すること。
- 四 障害のある学生に対する支援についての学内外における情報の収集、分析、周知及び学外との連携に関すること。
- 五 障害のある学生への支援の拡充及び見直しに関すること。
- 六 その他学長が特に指示した事項に関すること。

(室長)

第4条 支援相談室の室長は、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、支援相談室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 支援相談室に副室長を置き、室長が指名する者をもって充てる。

- 2 副室長は、室長の職務を補佐する。

(室員等)

第6条 支援相談室に室員を置き、室長が指名する者をもって充てる。

- 2 室員は、支援相談室の業務に従事する。
- 3 第1項に掲げる者のほか、室長が必要と認めるときは、学外の専門家を室員に加えることができる。
- 4 室長は、第3条各号に掲げる業務を行うため、室員以外の者の意見を聴くことができる。

(守秘義務等)

第7条 室員は、相談者を含む関係者のプライバシー権、名誉権その他の権利に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。室員でなくなった後も同様とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、支援相談室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。